

薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件

○薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第四百四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>製造販売の承認を要しない医薬品 次に掲げる日本薬局方に収められて いる医薬品 一〇二十（略） 二十一 クロスポビドン 二十二〇八十六（略） 八十七 ヒプロメロース酢酸エステ ルコハク酸エステル 八十八〇百十七（略）</p>	<p>基準 日本薬局方</p>	<p>製造販売の承認を要しない医薬品 次に掲げる日本薬局方に収められて いる医薬品 一〇二十（略） 二十一〇八十五（略） 八十六〇百十五（略）</p>	<p>基準 日本薬局方</p>